協議第１１－１号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、下記のとおり提案し、確認を求めます。

平成１５年　2月　6日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

「新市の事務所の位置について」に係る調整内容を変更する。
「新市の事務所の位置について」に係る調整内容を別紙のとおり変更する。

平成　　年　　月　　日　確認

協議第 11－１号　資料

「新市の事務所の位置について」の調整内容を以下のとおり変更する。

調整の内容中

「

調整の内容	新市の事務所は、地域住民の利便性、交通事情、及び他の官公署との関係を考慮しつつ、４町の生活区域及び庁舎立地条件等を勘案した候補地とする。なお、事務所の位置については小委員会を設置し、調査事項を付託する。

」を

「

調整の内容	新市の事務所は、地域住民の利便性、交通事情、及び他の官公署との関係を考慮しつつ、４町の生活区域及び庁舎立地条件等を勘案した候補地とする。なお、事務所の位置については小委員会に於いて検討した後、合併協議会で決定する。

」に改め、

「

新市の事務所の位置の考え方

①現有庁舎の一つを、新庁舎とする。
ただし、1庁舎で本庁機能を全て備えることが難しいと考えられる場合分庁方式等を検討する。

②新庁舎を建設する。

③現行の行政サービスが提供できるよう本庁と併せ行政機関（支所）を設置する。

」を

「

新市の事務所の位置の考え方

①現有庁舎の一つを、新市の事務所の位置とする。

②新庁舎を建設し、新市の事務所の位置とする。

」に改める。